

議会活動報告紙

# 新おだわら

発行者：日本共産党小田原市議会議員団 住所：神奈川県小田原市荻窪300 小田原市役所内  
 電話番号：0465-33-1300(市役所) 内線/789 E-mail: jcpodawara@gmail.com Webサイト: http://jcpodawara.d.dooc.jp/



## 12月議会 一般質問

### 国民健康保険料は引き下げを

国民健康保険には、定年退職者、非正規の労働者、小規模事業者が多く加入しており、加入者一人当たりの平均所得は低いのです。ところが、保険料は高く、生活の負担となつていきます。

ところが、国は国保の「都道府県化」をすすめ、一般会計からの繰出金を減らそうとしています。

そこで、横田市議は、コロナ禍、そして物価高騰という状況を踏まえ、保険料の引き下げへの努力を続けることを提起。

**答弁** 一般会計からの繰入金は、国の指導に基づき段階的に削減していく。保険料については、被保険者の所得や医療費の状況を基に適正に賦課していく。

### 1兆円の国庫負担の要請を

横田市議は、保険料の値上げについては、「激変緩和措置」も言っている指摘。根本的な問題は、国の負担が減り続けていること。公費の1兆円負担が必要と提起。

**答弁** 国庫負担割合の引き上げ等、

全国市長会等を通じ、要望していく。

### 国がやらないなら自治体が率先して

横田市議は、さらに、兵庫県加西市が、2020年に高校3年生までの均等割を全額免除した際に述べた言葉を紹介。「社会保険と国保との差が大き過ぎる。本来、国が対応すべきだと考えるが、先行自治体の仲間入りをする事で国を動かす

### 家庭教育支援条例の制定は断念を

横田市議は、これまで、家庭教育支援法・条例について、議会でも問題をついてきた。また、その家庭観と共鳴する統一協会も協力しながら、推進してきたこと。本市も、例外ではなく、統一協会関係者が陳情を提出していたこと。また、守屋市長は県議時代から統一協会関係のイベントに出席し、統一協会会員の静岡県

議を招いて家庭教育支援施策についての研究会を開いていること。**富山市では統一協会の影響が**

本市は、現在、条例制定の可否判断を行うために、事例研究調査中です。横田市議は、統一協会の関わりも研究・調査しているのかと質問。

**答弁** マスコミ報道は承知しているが、本市は統一協会からの要請もなく、無関係。

横田市議は、富山市議会の「自由民主党」会派が、「家庭教育支援条例の必要性についての」研修会を発端に、政務調査活動や施策立案に会



横田英司

たい」。このやり方を本市にも提起しました。

### 子どもの均等割の廃止を

また、国保の子どもの均等割の廃止・減免が広がっていることを紹介し、本市も実施する考えはないのかと質問。

**答弁** 全国市長会等を通じ、国に要望してまいりたい。国や県からの財源措置がない状態で軽減割合や対象者の拡大は他の被保険者との公正性から課題がある。

横田市議は、他の公的社会保障は扶養家族という考え方があり、均等割があるのは国保だけ。これこそ、公正ではない。現在、子育て支援という観点から、子どもの均等割の廃止・減免が他の自治体には広がってきていると指摘しました。

派として一定程度の影響を受けていたという結論に至った」と報告していることを指摘。

### 統一協会の狙いを実現するもの

守屋市長は、県議時代、教育を良くする神奈川県民の会の定期総会で、来賓として祝辞を述べています。この団体の活動計画は、戦前の価値観を美化・復活させる親学推進議員連盟とそっくりです。家庭教育支援条例の制定も盛り込まれています。

結局、条例の制定は、統一協会の狙いを実現するものです。

### 自治体の本旨は、住民の個人情報の保護

「小田原市個人情報の保護に関する法律施行条例」は個人情報の利活用を推進するもの

### 「デジタル化」の狙いは

#### 個人情報の利活用

政府は2021年5月にデジタル関連法を成立させました。狙いは、企業が儲けるために、自治体を持つ膨大な個人情報のデータを活用できるようにするための法整備です。住民の個人情報オープン化すれば、企業はAI技術で分析して、情報から様々な利益を得ることが出来ます。監視社会につながる危険性もあります。これが、「デジタル化」の名で推し進められています。

### 利活用の障害は個人情報保護条例

この障害になるのが、それぞれの自治体で独自に定められている現在の個人情報保護条例です。そこで、政府は、自治体の個人情報保護条例を廃止して、国が定めた個人情報保護法と、新たに、各自治

体が提案した個人情報の保護に関する法律施行条例とのセットで全国

共通のものにしようとしています。各自治体で定める施行条例は、手数料などに限られています。

個人情報保護という言葉が使われていますが、内容は、現在の条例が目的としている規制ではなく、活用できるようにするためのものです。

### 匿名化すれば、取り扱いが自由に

一番の問題は、個人情報を「匿名化」さえすれば、自由に取り扱いけるといふことです。このことのために、新しく「匿名加工情報」という言葉が定義されました。

本市の施行条例には、匿名加工情報の取り扱いの禁止規定は含まれていません。そこで、横田英司市議が、反対討論しましたが、賛成多数で可決になりました。

### 解説 「匿名加工情報」とは

匿名加工情報は、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であつて、当該個人情報から復元することができないようにしたものです。よつて、法律では、これは「個人情報」に該当せず、本人の同意を得ずに第三者に提供することが可能とされました。

しかし、匿名加工情報といつても復元の可能性はゼロではありません。他の情報とあいまつて特定することも不可能ではありません。そのため、法律では、元となった個人情報の本人を識別するために、匿名加工情報と他の情報を照合することは禁じられています。これを識別行為の禁止と言います。

しかし、法律で識別行為を禁止していても、悪意の利用者は元の個人情報に復元します。安易に第三者に提供できるような法律は認められません。

12月議会  
一般質問

生涯学習センターなどの  
利用基準を明確化



岩田 泰明

日本国憲法第二十一条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定。これを具体的に保障するものとして、地方自治法は第二四四条で「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。」

② 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

開催、資料  
開催、頒布  
その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら實際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない」とし、第二十条で「公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、實際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もつて住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする」と規定。第二十二条で公民館事業について「その施設を住民の集会その他の公共の利用に供すること」と定めている。

また特に、憲法第二十六条で保障される学習権に関連し、社会教育法は、「第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の

12月議会  
一般質問

18歳まで  
小児医療費助成を



田中りえ子

日本共産党小田原市議団は1979年（昭和54年）より一貫して乳幼児医療費無料化、後に小児医療費助成制度とし、対象年齢の引上げと所得制限撤廃に取組んで来ました。田中りえ子市議は1999年（平成11年）6月定例会で対象年齢0歳児までをせめて3歳未満児まで引上げるよう求めましたが、それは翌年実施に。その後中学校卒業までの対象年齢の拡大

と所得制限の撤廃を段階的に求め実現。2020年3月定例会では18歳までの対象年齢の拡大、2022年12月定例会では18歳までの対象年齢の拡大と所得制限の撤廃を求めました。

拡大について、制度拡充は財政状況を踏まえ様々な子育て支援策と併せて検討して行く必要がある。国による統一された制度運営がなされるべき等。

これに対し、小・中学生の所得制限廃止の方向性を決めたことは大きく評価。国策として求めるのと同じ時に市が率先して実施すべきと最後まで求めました。引き続き頑張ります。

介護保険料・利用料の  
減免制度の拡充を

物価高騰、昨年は年金が0.4%引き下げられ、後期高齢者医療保険の窓口負担割合が1割から2割になるなど高齢者の暮らし向きは厳しいものです。介護保険料の所得段階第1から第3段階の方は、世帯全員が市町村民税非課税世帯。生活保護利用者の保険料は保護費に加算等されています。老齢福祉年金受給者や第2、第3段階の方たちの保険料は現在の保険料を2分の1に、利用料については現在1割負担を半額にするなど提案し、検討するよう求めました。

答弁 今後も低所得者の家庭への負担軽減に十分配慮。本市の高齢者福祉介護計画に即した適切な運営を図っていく。

放課後児童クラブの充実を目指して  
支援員等の配置基準は国の基準よりも手厚い運営を行っており、委

市は、2023年から27年までの5年間を計画期間とする「第三次小田原市行政改革実行計画」の策定について報告。「減量型の改革と行政サービスの質の向上を両輪として進める」とした。

しかし、計画案で強調されるのは、「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する「住民福祉の増進」の観点とは正反対の「受益者負担」強化論。計画案では「サービスに対する市民のニーズが複雑化、多様化する一方、経済成長の鈍化により税収が減少する懸念がある厳しい財政状況において、効率的な税配分を行うために、施策の一層の選択と集中が求められ」「一部の市民だけ

るほかない。

しかし、実際には地方公共団体において法に拠らない権利制限的運用が行なわれ数々の争訟となってきた。質問時点では、小田原市生涯学習センターの「使用にあつての注意事項」では、「営利目的のための集会等には使用できません。（物品の展示販売・勧誘、日常的な塾活動など）」、「政治活動や宗教活動には使用できません。（後援会活動、主義・主張を訴える、選挙での支持を呼びかける、特定宗教の活動など）」

「要求大会、決起大会、争議行為などには使用できません。（労働団体、各種団体など）」などとされていた。これは、先に紹介した憲法や法律の解釈、市の実際上の運用と整合しておらず、営利活動、政治活動、および宗教活動に利用できないと誤解を招く表記となっていた。

そこで、これらについては是正する考えがあるか質した。市は、改めると答弁し実際に注意事項は改正された。

応能負担原則軽視した行革計画は抜本的見直しが必要

総務常任委員会より

託後の現在も同じであることに安心と、その努力に敬意を表し、今後とも堅持するよう強調しました。

また、2023年（令和5年）10月以降の放課後児童クラブの運営業務に向けて、委託先を分離し、委託業者を変更しようとしていることについて、運営事業者を次々替えるこ

が利用する選択的なサービスに対するの受益者負担の関係に対する不公平感が生じる」とし「受益者負担の適正化を円滑に行う」などと主張。報告では特に「公共交通機関の利用を促進することによるゼロカーボンの推進や市有財産の有効活用などの観点から、公共施設の駐車場有料化について検討を進める」とされた。

これらは、応能原則を無視したもので極めて問題と言える。そもそも、公共サービスは「現物・無差別・無償」で提供するものが原則。その財源は応能負担原則に基づき累進課税制度によって賄うもの。受益者負担は、財政上の限界

から、それを補完する為に用いられるにすぎない。山間僻地や周辺部、あるいは障害者、高齢者や未成年など、同じサービスを提供するとしても、それに必要な経費が、中心市街地や利用者の中央値、平均値よりも多くなる場合は当然にある。これを「負担の公平性」などと称して、金銭負担の均衡を計れば、条件不利地域や低所得者、高齢者、障害者、未成年者などは常に不利益を強いられることになる。この間の支所等廃止などは、まさにこの集中的な現われである。行政改革実行計画は、根本的な見直しが必要と考える。